

多治見市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(利用目的の明示)

第3条 法第62条の規定により、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する場合において、当該本人に対し、その利用目的を明示するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 個人情報の取得を行う機関（法第2条第11項第2号に規定する市の機関をいう。以下同じ。）の名称及び課等（多治見市行政組織規則（平成9年規則第36号）第2条第1項の表に掲げる課及びこれらに準ずる組織をいう。以下同じ。）の名称

(2) その他市長が必要と認める事項

(業務の委託等をする場合の必要な措置)

第4条 法第66条第2項の規定において準用する同条第1項の規定にする措置は、次に掲げる事項を業務の委託又は公の施設の管理（以下「委託等」という。）に関する契約書若しくは協定書又は委託等をした業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）に係る契約書に明記し、遵守させることとする。

(1) 保有個人情報の秘密の保持に関する事項

(2) 委託等の業務の範囲を超える利用の禁止及び利用方法の制限に関する事項

(3) 第三者への提供の制限又は禁止に関する事項

(4) 消去、返却等の委託等の終了後の取扱いに関する事項

(5) 取扱状況に関する報告の要求及び立入調査に応じる義務に関する事項

(6) その他保有個人情報の保護に関し必要と認める事項

(7) 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約又は指定の解除及び損害賠償に関する事項

(目的外利用の手続等)

第5条 法第69条第2項の規定により保有個人情報の目的外利用（利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することをいう。以下同じ。）を行おうとする課等の長は、当該保有個人情報を保有する課等の長に対し、保有個人情報目的外利用申請書（別記様式第1号）により申請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭で申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた課等の長は、当該申請を認めるか否かを決定し、決定の内容を当該申請をした課等の長に対し、保有個人情報目的外利用決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請のときは、口頭で通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、毎年度実施する事務については、次に定めるところにより、申請及び決定の通知をすることができる。

(1) 総務課長が目的外利用を行おうとする課等の長に対し、目的外利用を行う事務、保有個人情報等について確認し、その回答をもって目的外利用の申請とする。

(2) 前号の規定による目的外使用の申請について、総務課長が当該目的外使用に係る保有個人情報を保有する課等の長に対し、目的外利用の可否について確認し、その回答を目的外利用を行おうとする課等の長に対し通知することをもって決定の通知とする。

(外部提供の手続等)

第6条 法第69条第1項又は第2項の規定により保有個人情報の外部提供（保有個人情報を当該保有個人情報を保有する市の機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。）を受けようとするものは、市長に対し、保有個人情報外部提供申請書（別記様式第3号）又はその他の書面により申請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭で申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を認めるか否かを決定し、決定の内容を当該申請をしたものに対し、保有個人情報外部提供決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請のときは、口頭で通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項の規定は、市の機関が外部提供を受けようとする場合であって、毎年度実施する事務について準用する。

(外部提供の条件)

第7条 市長は、保有個人情報の外部提供を行うときは、その利用期間及び次に掲げる事項を条件として付すものとする。ただし、当該保有個人情報の利用目的その他の事情により必要のない事項についてはこの限りでない。

(1) 保有個人情報の秘密の保持に関する事項

(2) 利用目的及び利用方法の制限に関する事項

(3) 取扱者の範囲に関する事項

(4) 第三者への再提供の制限又は禁止に関する事項

(5) 消去、返却等の利用後の取扱いに関する事項

(6) 取扱状況に関する報告の要求及び立入調査に応じる義務に関する事項

(7) 損害賠償に関する事項

(8) その他当該保有個人情報の保護に関し必要と認める事項

2 市長は、保有個人情報の外部提供を受けたものが前項各号（第7号を除く。）に規定する条件に違反したときは、直ちに当該外部提供を中止するとともに、当該保有個人情報の利用の中止、返還、廃棄その他必要な措置を命ずることができる。

(本人同意)

第8条 法第69条第2項第1号の規定により、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をするに当たって、本人の同意を得ようとするときは、次に掲げる事項を本人

に明示しなければならない。

- (1) 保有個人情報の目的外利用を行う機関の名称及び課等の名称又は外部提供の相手方
- (2) 保有個人情報を保有している機関の名称及び課等の名称
- (3) 保有個人情報の利用目的
- (4) 目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報
(個人情報の廃棄)

第9条 市長は、保有個人情報を廃棄するときは、焼却、裁断その他適正な方法により行うものとする。

(開示請求等に係る様式)

第10条 法第5章第4節に定める手続に係る様式は、別表に定めるところによる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。